

リボン結訪問看護ステーション 運営規程

有限会社総合リハビリ研究所

(事業の目的)

第1条 この規程は、(有)総合リハビリ研究所が開設するリボン結訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護若しくは、指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援する。

2.事業の運営にあたって、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健所及び近隣の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2.ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：リボン結訪問看護ステーション
 - (2) 所在地：千葉県浦安市北栄 3-9-13 貴富ビル 2F
- 2.出張所（サテライト）事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称：リボン結訪問看護ステーション市川サテライト
 - (2) 所在地：千葉県市川市八幡 3-28-22 国善ビル 1F
- 3.出張所（サテライト）事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称：リボン結訪問看護ステーション船橋サテライト
 - (2) 所在地：千葉県船橋市本町 6-12-9 玉安ビル 3F
- 4.出張所（サテライト）事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称：リボン結訪問看護ステーション江戸川サテライト
 - (2) 所在地：東京都江戸川区東瑞江 2-34-18

(職員の職種、員数、職務内容)

第5条 事業従事者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、看護師等を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
また、自らも事業の実施に当たる。
- (2) 看護師等：看護師又は准看護師

常勤換算 2.5 名以上（内 1 名は常勤とする）

看護師等は訪問看護計画書及び報告書（介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書及び報告書）を作成し、（准看護師を除く）事業の提供にあたる。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：※必要に応じた適当数を雇用、配置する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
土、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間：午前 9 時から午後 6 時までとする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第 7 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- (2) 介護保険利用者にあつては、居宅介護支援事業者又は、地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書、及び看護師等のアセスメントに基づき、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから各医師会等に、主治医の選定および調整を依頼する。

（訪問看護の内容）

第 8 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (4) 療養上の世話
 - ・ 病状、心身の状況の観察
 - ・ 清拭及び洗髪等による清潔の保持
 - ・ 食事（栄養）及び排泄等療養生活の世話、支援
- (5) 診療の補助
 - ・ 褥創の予防・処置
 - ・ カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症および精神疾患患者の看護
- (9) 家族の支援
 - ・ 家族への療養上、介護方法の相談・指導

（利用料等）

第 9 条 ステーションは基本利用料として介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の 1 割、2 割又は 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2.ステーションは、基本料金のほか以下の場合はその他の利用料として、利用者から受けるものとする。

- (1) 実施地域内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・無料
- (2) 実施地域を越える場合の交通費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・実費
- (3) ご遺体のケア料は、20,000円とする。
- (4) 訪問看護が90分を超えた場合は30分ごとに4,500円を請求とする。
- (5) 衛生材料費、オムツ代など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・実費
- (6) 営業時間外の交通費
 - ・土、日、祝日の日中の訪問（8：00～18：00） 1回500円
 - ・夜間、早朝訪問（6：00～8：00、18：00～22：00） 1回3,000円
 - ・深夜訪問（22：00～6：00） 1回5,000円

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は浦安市、市川市、船橋市、江戸川区とする。

（緊急時における対応方法）

第11条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変及び緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2.利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族、介護支援事業者（介護予防にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（苦情処理）

第13条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する相談窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2.前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（個人情報の保護）

第14条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2.利用者及びその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では使用しないものとする。外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業従事者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、事業従事者でなくなった後においても同様とする。

- 2.ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1年以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
- 3.事業従事者は、その勤務中に身分証明書を常に携行し、利用者から求められた時は、これを提示しなければならない。
- 4.ステーションは利用者に対する訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。
- 5.事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 6.事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7.事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

附則

この規定は令和6年3月1日から施行する。